

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋 1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

確定申告をしなければならない人とは?

次のいずれかに当てはまる人は、確定申告をしなければなりません。

(1)平成5年中の給与の収入金額が1,500万円を超える人

(2)1カ所から給与を受けている人で、給与所得及び退職所得以外の所得金額(以下Aの金額とよぶことにします)が20万円を超える人

(3)2カ所から給与を受けている人で、年末調整されなかった給与の収入金額と、Aの金額との合計額が20万円を超える人

ただし、すべての給与の収入金額が、Bの金額以内で、しかもAの金額が20万円以下人は確定申告をする必要はありません。

(4)同族会社の役員等、次に掲げる人で、その同族会社から給与のほか、貸付金の利子、

店舗や工場などの賃貸料、機械や器具の使用料など(利益の配当や剰余金の分配は含まれません)の支払いを受けている人

① 同族会社の役員

② 同族会社の役員の子孫である人又はあった人

③ 同族会社の役員とまだ婚姻の届け出をしていない人が、事実上、婚姻関係の事情にある人又はあった人

④ 同族会社の役員から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している人

(5)災害を受けた人で、平成5年中に給与について災害減税法により源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた人

(6)還付を受ける人

